



埼玉県ホームレス支援計画

平成 1 6 年 3 月

埼 玉 県

ごあいさつ

現在の厳しい経済・雇用情勢を背景として、本県においても、河川敷、都市公園、駅舎等で日常生活を送る、いわゆるホームレスが増加しつつあります。

これらのホームレスの多くは、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている状況にあり、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、自立のため社会の支援を必要とする状況にあります。

また、一方では公園等の公共施設の利用が妨げられるなど、地域社会とのあつれきが生じており、早急に、事態の改善を図ることが求められています。

そこで、このたび、これらのホームレス問題の解決に向けて、「埼玉県ホームレス支援計画」を策定いたしました。

この計画は、ホームレスが自分の能力を活用して自立できるよう、また、年齢や障害のために自立が困難な場合でも、安定した生活が営めるよう、県と市町村が民間団体など関係者と連携して、支援することを目指すものです。

この計画の策定に当たり、ホームレス支援計画検討委員会や県民の皆様方、県議会、市町村等から多くの貴重な御意見、御提言をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。

私は、あらゆる行政分野に「安心・安全」を確保する思想を貫くとの哲学をもって、県政の運営に取り組んでいます。ホームレス問題についても、県民の皆様方をはじめ、国、市町村、民間団体などと協力をしながら、この計画を推進していきたいと思えます。そして、ホームレスの自立支援を図ることにより、県民の皆様方の誰にとっても安心で安全な社会の実現を図らなければならないと考えております。

どうか皆様方には御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成16年3月

埼玉県知事 上 田 清 司

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1編 ホームレス支援計画の策定 | 3 |
| 第1章 計画のねらい | 3 |
| 1 ホームレス支援の推進 | 3 |
| 2 ホームレス支援計画 | 3 |
| 3 計画の位置づけ | 3 |
| 4 計画の役割 | 4 |
| 5 計画の期間 | 4 |
| 第2章 計画策定の背景 | 4 |
| 1 ホームレスの人数 | 4 |
| 2 ホームレスの生活実態 | 5 |
| 3 ホームレス対策の進展 | 8 |
| 第2編 ホームレス対策の推進方策 | 9 |
| 第1章 基本的な考え方 | 9 |
| 1 3つの視点 | 9 |
| 2 総合的な対策 | 9 |
| 3 効果的な支援 | 9 |
| 第2章 埼玉県が市町村等と連携して行うホームレス対策 | 11 |
| 施策体系表 | 11 |
| 1 就業機会の確保 | 12 |
| 2 安定した居住の場所の確保 | 14 |
| 3 保健及び医療の確保 | 15 |
| 4 生活に関する相談及び指導体制の確保 | 15 |
| 5 ホームレス自立支援事業 | 16 |
| 6 地域における安全の確保 | 17 |
| 7 民間団体との連携 | 18 |

| | |
|------------------------------|----|
| 第3章 市町村が策定する際の取組指針 | 20 |
| 施策体系表 | 20 |
| 1 個々の事情に対応した事業 | 21 |
| 2 緊急時に行うべき援助 | 22 |
| 3 生活保護法による保護の実施 | 23 |
| 4 ホームレスの人権の擁護 | 23 |
| 5 地域住民に対する啓発活動 | 24 |
| 6 ホームレスになるおそれのある人への対応 | 24 |
| 7 地域における生活環境の改善 | 24 |
| 第4章 国の補助事業等 | 27 |
| 第5章 間接的な支援事業 | 29 |
| 1 地域福祉の充実による支援 | 29 |
| 2 ホームレス数が少ない市町村での取組 | 30 |
| 第6章 計画の推進 | 31 |
| 1 総合的かつ効果的な推進体制 | 31 |
| 2 県支援計画の推進体制 | 32 |
| 資料編 | 33 |
| 策定の経緯 | 33 |
| ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 | 34 |
| 埼玉県ホームレス支援計画検討委員会設置要綱 | 38 |
| 埼玉県ホームレス支援計画検討委員会委員名簿 | 39 |
| 担当課(室)一覧 | 40 |
| ・埼玉県が市町村と連携して行うホームレス対策 | 40 |
| ・市町村が策定する際の取組指針 | 41 |

第1編 ホームレス支援計画の策定

第1章 計画のねらい

1 ホームレス支援の推進

現在、本県には、自立の意思を有しながらホームレスとなることを余儀なくされている人が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。一方こうしたホームレスの多くは、都市公園、河川、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っており、地域社会とのあつれきが随所に生じています。その結果、県内でも熊谷市の事件等ホームレスの死傷事件に至ったケースも発生しています。現下の厳しい経済情勢の下、ホームレスに関する様々な問題は、今後、より一層深刻さを増すものと思われます。

このため、ホームレスが自分の能力を活用し、再度社会生活を自立して行えるよう、また年齢や身体的障害のために就労や自立が困難な人に対しては安定した生活が営めるよう、行政が関係機関や民間団体等と協力して支援し、結果として県民にとっても生活しやすい社会の実現を目指していく必要があります。

2 ホームレス支援計画

ホームレスの就労による自立や安定した生活の実現のため、今後、県が取り組むべきホームレスの自立支援の具体的施策等を明らかにする、埼玉県ホームレス支援計画を策定するものです。

ホームレス自らの自立に向けた努力を支援するとともに、行政による公的サービスや、ボランティアなどの活動も含めて、広域的、専門的な視点から、総合的な支援活動に発展させることを目指します。

3 計画の位置づけ

この計画は、埼玉県のホームレス支援を推進するため、平成14年8月に施行された、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」という。)第9条第1項の規定による、都道府県ホームレス支援実施計画として策定するものです。

彩の国5か年計画21や他のプランと整合性を図り、ホームレス支援推進のための施策を位置づけます。またこの計画と既存の計画の重複する部分につきましては、両計画の趣旨を踏まえつつ、施策を着実に推進していきます。

4 計画の役割

この計画に求められる役割は、県自らが推進するホームレス支援の推進方針及び方策を示すこと、また、ホームレス支援で大きな役割を担う市町村のそれぞれの実情にあった支援計画の策定、ホームレス支援体制の整備、支援事業の実施等に対し取組指針を示すことです。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成16年度から平成20年度の5年間とし、3年後に見直しをする予定です。

第2章 計画策定の背景

1 ホームレスの人数

県ではホームレスの人数を把握するため、市町村の協力を得て平成11年10月以降調査を行っておりますが、その結果は次の表のとおりでした。

表1 ホームレスの人数

| 調査時期 | 調査地域 | 確認数 |
|----------|--------------|------|
| 平成11年10月 | 3市(川口、浦和、大宮) | 165人 |
| 平成13年2月 | 市部 | 617人 |
| 平成13年8月 | 全県 | 627人 |
| 平成14年9月 | 全県 | 747人 |
| 平成15年1月 | 全県 | 829人 |

平成15年1月の人数は、国が地方公共団体の協力を得て平成15年1月から2月にかけて、全市町村を対象にホームレスの実態調査を行った結果です。

原則1月15日昼間、市町村職員が調査員になって管内全域を調査した結果で、確認された数は全国25,296人の約3.3%でした。

市町村別では、県内41市40町9村のうち、38市17町で確認され、村では確認されませんでした。多く確認された市や町は次の表のとおりでした。

表2 多く確認された市町

| | 市名 | 人数 | | 町名 | 人数 |
|---|-------|------|---|------|-----|
| 1 | さいたま市 | 211人 | 1 | 妻沼町 | 11人 |
| 2 | 戸田市 | 97人 | 2 | 三芳町 | 6人 |
| 3 | 川口市 | 71人 | | 騎西町 | 6人 |
| 4 | 八潮市 | 30人 | 4 | 大利根町 | 5人 |
| 5 | 川越市 | 29人 | 5 | 伊奈町 | 3人 |
| | 蕨市 | 29人 | | 岡部町 | 3人 |

性別や、確認された場所別では、次の表のとおりでした。

表3 性別

| | 男性 | | 女性 | | 不明 | |
|-----|--------|------|-----|-----|-------|------|
| | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| 埼玉県 | 735 | 88.7 | 25 | 3.0 | 69 | 8.3 |
| 全国 | 20,661 | 81.7 | 749 | 3.0 | 3,886 | 15.3 |

防寒着を着込んだ人について確認を行わなかったため不明者が多い結果になったと思われます。

表4 確認された場所別

| | 河川 | | 公園 | | 道路 | | 駅舎 | | その他 | |
|-----|------|------|--------|------|-------|------|-------|-----|-------|------|
| | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| 埼玉県 | 337 | 40.6 | 279 | 33.7 | 86 | 10.4 | 38 | 4.6 | 89 | 10.7 |
| 全国 | 5906 | 23.3 | 10,310 | 40.8 | 4,360 | 17.2 | 1,254 | 5.0 | 3,466 | 13.7 |

本県と全国では順位とは異なっています。なお、調査が昼間であった点は注意する必要があると思われます。

2 ホームレスの生活実態

平成15年1月から2月にかけて前述の全国調査の一環として、ホームレスの数が比較的多いと考えられる地方公共団体において、全国で約2,000人を対象に個別面接調査が行われました。本県の調査割当は40人で、さいたま市、川口市、戸田市内で調査を行いました。その結果は以下の表のとおりでした。なお、調査対象人数が少ないため、調査結果につきましては、示される割合プラスマイナス10数ポイント程度の誤差を考慮しなければなりません。

表5 平均年齢

| | |
|-----|-------|
| 埼玉県 | 55.9歳 |
| 全 国 | 55.9歳 |

表6 年齢分布

| | 40歳未満 | | 40～49 | | 50～59 | | 60～69 | | 70歳以上 | |
|-----|-------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|
| | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| 埼玉県 | 1 | 2.5 | 6 | 15.0 | 20 | 50.0 | 11 | 27.5 | 2 | 5.0 |
| 全 国 | 97 | 4.5 | 317 | 14.7 | 977 | 45.4 | 662 | 30.8 | 99 | 4.6 |

平均年齢、年齢分布では本県は全国と同じ状況といえます。

表7 今回の路上生活の期間

| | 1月未満 | | 1月～1年 | | 1～3年 | | 3～5年 | | 5年以上 | |
|-----|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| 埼玉県 | 8 | 20.0 | 15 | 37.5 | 7 | 17.5 | 4 | 10.0 | 6 | 15.0 |
| 全 国 | 108 | 5.7 | 593 | 31.5 | 587 | 31.1 | 335 | 17.8 | 262 | 13.9 |

県内では、3年以上の長期化している人は全国と同じ状況といえますが、1年未満の短期の人は多いといえます。この状況は、県で行った別の調査でも同様の結果が出ています。

表8 路上生活を最初に始めてから現在までの継続状況

| | 継 続 | | 中断している | | |
|-----|-------|------|--------|------|---------------------------|
| | 人 | % | 人 | % | 中断時の生活場所（順位、%） |
| 埼玉県 | 28 | 70.0 | 12 | 30.0 | ドヤ・飯場等(12.5) 病院・施設等(10.0) |
| 全 国 | 1,387 | 64.8 | 754 | 35.2 | ドヤ・飯場等(21.6) 病院・施設等(9.0) |

ドヤとは、簡易宿泊所等のことで、宿を逆に呼んだ言葉です。

表9 収入のある仕事の有無及び収入

| | 有 | | 収入（月額：回答があったもの） | | | | 無 | | | |
|-----|-------|------|-----------------|-------|-------|------|-----|------|-----|------|
| | 人 | % | 1万円未満 | 1～3万円 | 3万円以上 | 人 | % | | | |
| | | | 人 | % | 人 | | | % | | |
| 埼玉県 | 7 | 17.5 | 0 | 0 | 1 | 16.7 | 5 | 83.3 | 33 | 82.5 |
| 全 国 | 1,400 | 64.7 | 343 | 25.1 | 481 | 35.2 | 543 | 39.7 | 763 | 35.3 |

仕事に関しては、雑誌回収を含めて廃品回収がほとんどでした。

表 1 0 身体具合の悪いところの有無及び対処

| | 有 | | 対 処 | | | | | | 無 | |
|-----|-------|------|-----|------|-----|------|------|------|-------|------|
| | 人 | % | 通 院 | | 売 薬 | | 何もなし | | 人 | % |
| | | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 埼玉県 | 14 | 35.0 | 3 | 21.4 | 2 | 14.3 | 9 | 64.3 | 26 | 65.0 |
| 全 国 | 1,025 | 47.9 | 202 | 19.7 | 122 | 11.9 | 701 | 68.4 | 1,115 | 52.1 |

県内の調査での主な持病は糖尿病（5人）、高血圧（4人）、皮膚疾患（2人）等でした。

表 1 1 福祉事務所への相談経験

| | 有 | | 無 | |
|-----|-----|------|-------|------|
| | 人 | % | 人 | % |
| 埼玉県 | 14 | 35.0 | 26 | 65.0 |
| 全 国 | 714 | 33.1 | 1,446 | 66.9 |

表 1 2 緊急的な避難場所としてのシェルターの利用希望

| | 有 | | 無 | | 主な理由（人数） |
|-----|-----|------|-------|------|-------------------|
| | 人 | % | 人 | % | |
| 埼玉県 | 19 | 47.5 | 21 | 52.5 | 自由がよい、規則が煩わしい（計5） |
| 全 国 | 831 | 38.7 | 1,315 | 61.3 | 他人に干渉されたくない(427) |

表 1 3 自立支援センターの利用希望

| | 有 | | 無 | | 主な理由 |
|-----|-----|------|-------|------|------------------|
| | 人 | % | 人 | % | |
| 埼玉県 | 26 | 65.0 | 14 | 35.0 | 人間関係、団体生活が嫌（計3） |
| 全 国 | 835 | 38.9 | 1,310 | 61.1 | 就労できる見込みがない(247) |

表 1 4 今後の希望

| | きちんと就職 | | 都市雑業的工作 | | 福祉＋軽い仕事 | | 今のまま | |
|-----|--------|------|---------|-----|---------|------|------|------|
| | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| 埼玉県 | 27 | 67.5 | 1 | 2.5 | 5 | 12.5 | 2 | 5.0 |
| 全 国 | 1,021 | 49.7 | 138 | 6.7 | 176 | 8.6 | 270 | 13.1 |

就職の希望が非常に強いと解釈できます。

3 ホームレス対策の進展

従来ホームレス対策については、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護など、ホームレス以外の人も対象とした施策の中で行われてきましたが、国において、平成11年5月に、関係省庁及び関係地方公共団体による「ホームレス問題連絡会議」により、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」がまとめられました。その後平成14年8月7日に「法」が施行され、法第8条に規定されています。「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が平成15年7月31日に決定されました。これらに基づきホームレスを対象とする事業として、「ホームレス自立支援事業」、「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」、「ホームレス総合相談推進事業」、「ホームレス能力活用推進事業」、「日雇労働者等技能講習事業」、「ホームレス等試行雇用事業」等が実施されています。

本県では、これまでにホームレスの支援施策を検討するための「宿泊所入所者実態調査」などを行いました。また、基本的な対策については生活保護法による保護を中心に、各部局で実施する一般県民向けの施策で対応してきました。

平成15年度から、ホームレス問題をより積極的に解決するための事業を行っています。

具体的には、ホームレスを専らの対象とする巡回相談員を設置する市に費用を補助する「ホームレス総合相談推進事業」、宿泊所に入所している就職希望者を支援する「職業相談員制度」、「弁護士による無料法律相談」、ホームレス等の支援者などを対象とするセミナーを行う「自立支援推進啓蒙活動」などです。

第2編 ホームレス対策の推進方策

第1章 基本的な考え方

1 3つの視点

この計画は、ホームレス支援を行う際に必要な次の3つの視点を中心に策定されています。

- (1) ホームレス一人ひとりの実情やニーズに応じて自立支援を行う視点
- (2) 一般県民向けの既存の施策を十分に活用しながら、ホームレス特有のニーズに応じた施策を行う視点
- (3) 現在路上生活している人のみでなく、ホームレスになるおそれのある人及び路上生活から脱却したものの自立に至っていない人なども含んだ、幅広い対象を考慮した視点

2 総合的な対策

ホームレスを余儀なくされている要因として、「仕事が無く失業状態にあること」はもちろんです。その他に次のような多様な要因が自立を困難にしています。

- ・ホームレスになる過程で、家族や援助者を喪失していること。
- ・借金などのために、住所を設定したり社会生活を送ることが困難になっていること。
- ・路上生活が長期化している場合、健康問題や団体生活になじめないなどの問題が発生していること。
- ・50歳代の人が多く、就労希望があるにもかかわらず、長期化する景気低迷等で就職が困難になっていること。

これらの要因があるため、単に住宅を提供したり、就業の機会を確保するだけの施策では、ホームレス問題の解決にはなりません。

それぞれの要因の解決に必要な、仕事、住居、医療、心身の健康・福祉相談などの支援を総合的に、かつ個別に提供していくこととします。

3 効果的な支援

次に、将来に対する希望等によりホームレスを分類すると、概ね次の3つに分類できると思われます。支援を行う際には、この分類により、目標を明確に定め本人の意欲を高めながら、効果的に支援を行う必要があります。

- (1) 自立する意欲も能力もある人
- (2) 高齢や疾病等のため自立が困難な人
- (3) 社会生活を拒否し、路上生活を継続している人

「自立する意欲も能力もある人」に対しては、まず生活保護を活用し、住居の確保、就労の準備活動、就労、自立の支援を行うこととします。

「高齢や疾病等のため自立が困難な人」に対しては、生活保護を活用し、適切な老人福祉施設などの福祉や医療を提供することにより、安定した生活を提供することとします。

「社会生活を拒否し、路上生活を継続している人」に対しては、路上生活を積極的に望んでいるのではなく、やむを得ない事情により路上生活を選択しているという事情に配慮し、相談活動による社会との接点の確保により社会復帰の促進や緊急時の支援体制整備を行うこととします。

第2章 埼玉県が市町村等と連携して行うホームレス対策
 施策体系表（ホームレスも対象となる一般施策を含む）

| 【 項 目 】 | 【 対 応 施 策 】 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 就業機会の確保の推進 | (1) 職業相談員による就労指導 (2) 職業訓練の機会提供 (3) 個々の事情にあわせた相談・アドバイス (4) 就職支援セミナーの実施 (5) 職業紹介事業の推進 (6) 就職情報の収集・提供 |
| 2 安定した居住の場所の確保 | (1) 宿泊所の活用 (2) 県営住宅等の活用 (3) 民間住宅の活用 |
| 3 保健及び医療の確保 | (1) 健康相談・保健指導 (2) 結核予防対策事業 (3) 関係機関との協力体制 |
| 4 生活に関する相談及び指導体制の確保 | (1) 巡回相談員 (2) 歳末一斉巡回の実施 (3) 法律相談 (4) 相談体制の整備 |
| 5 ホームレス自立支援事業 | (自立支援施設の必要性の検討) |
| 6 地域における安全の確保 | (1) パトロール活動の強化 (2) 再発防止活動の推進 (3) 適切な保護活動の推進 |
| 7 民間団体との連携 | (1) NPOなど民間団体への支援 (2) 情報提供 (3) 啓発活動 |

1 就業機会の確保の推進

【現 状】

ホームレスの自立を図るためには、ホームレス自身の意思による就労を進める必要があります。しかし、就労による自立の意思を持っていても、ホームレスであるということによって就業の機会が限られる、仕事に必要な技能・資格がない、保証人がいないなど、不利な条件が重なり、就労に結びつかない状況があります。

【課 題】

ホームレスの就労を進めるためには、ホームレス自身の確固たる自立の意思を基本として、ホームレス個々の就業ニーズ、希望、職業能力に応じた対策を講じて就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要です。このため、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援などの施策を講じていくことが必要です。

【対応施策】

(1) 職業相談員による就労指導

路上生活をしているホームレスや生活保護により宿泊所で生活している元ホームレスで、就労意欲はあるが、具体的、効果的な就職活動ができない人に対し、公共職業安定所と協力し、求職情報や職業訓練の提供、就職に向けての各種相談をおこなうための職業相談員を配置しています。(事業実施は埼玉県雇用対策協議会に委託)

(以下の事業については、応募上のホームレス対象の特別枠や優先枠はありませんが、無料又は低額な費用で受講できます。)

(2) 職業訓練の機会提供

求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発、向上を図ります。

ア 技能向上訓練

ホワイトカラー向けの財務や営業関係の講習を2日から5日間の日程で、また、ボイラー技士や電気工事士などの資格取得を目指した3ヶ月から4ヶ月の日程の講習を県内各地で実施しています。情報については、「彩の国だより」等で入手でき、応募はその指定によります。

イ 求職者対象訓練

高等技術専門校や職業能力開発センターにおいて、求職者を対象に職業に必要な技能・資格を習得させ、就職の推進を図ります。訓練期間は、3ヶ月から24ヶ月、募集案内・願書等は公共職業安定所や各専門校で配布しています。

ウ がんばる「中高年」の就業支援事業 【無料】

中高年齢者の採用に積極的な業界団体と連携し、業界ニーズに即した短期人材育成講座から合同面接会までの一貫した就業支援を行います。10日間程度で年間4講座程度実施しています。講座内容は、マンション管理員、警備スタッフ、ホームセンター販売員等で、募集案内は各公共職業安定所等で入手できます。

(3) 個々の事情にあわせた相談・アドバイス 【無料】

ア キャリアカウンセリング

彩の国就職支援プラザ(さいたま市浦和区北浦和5-6-5 県浦和地方庁舎別館)において、キャリアカウンセラーが、個別面接により経歴や適性などを把握し、その人にとって望ましい就職を支援します。

イ 職業訓練相談

彩の国就職支援プラザにおいて職業訓練指導員が、職業能力開発についての具体的なアドバイスを行います。

(4) 就職支援セミナーの実施 【無料】

彩の国就職支援プラザにおいて、就職に役立つ応募書類の作成や面接の心得に関するセミナーを開催しています。

(5) 職業紹介事業の推進 【無料】

職業サービスルーム事業

国や市によるパートバンクやパートサテライトと同様にパートタイム専門の職業紹介機関として、職業サービスルームを県内9カ所に開設しています。

(6) 就職情報の収集・提供 【無料】

彩の国仕事発見システム

インターネットを活用したシステムにより、求人情報を収集し、提供しています。インターネット接続パソコンは市町村役場(現在14カ所)や彩の国就職支援プラザ、労働商工センター(県内6カ所)等で利用できるようになっています。

2 安定した居住の場所の確保

【現状】

ホームレスの多くは中高年の単身者で、また家族や親族との関係が途絶えている人が多く保証人が確保できないことから、就職活動をする場合や生活保護を受ける場合にも必要な、安定した居住の場を得ることが難しい状況にあります。

【課題】

ホームレスが自らの意思で自立して生活することを支援するためには、住居への入居の支援等により安定した居住の場を確保する必要があります。このために、公営住宅及び民間住宅を活用する施策の展開を図ることが重要ですが、生活習慣や家事の問題等で直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、宿泊所の活用により保護することも必要です。

【対応施策】

(1) 宿泊所の活用

路上生活者が住宅を借り、自炊等を行いながら就職活動等を行うことは困難が伴うため、生活保護の活用により民間団体等が運営する宿泊所に入所して、生活習慣の再確保の訓練を行いながら求職活動を行い、就職先の確保及び独立生活が可能になった段階で自立生活を開始できるようにします。

宿泊所は社会福祉法に規定される第2種社会福祉施設で、平成16年1月1日現在、県内に19施設あり定員は1331人です。運営等に関しては、国及び県のガイドラインにより指導を受けています。

(2) 県営住宅等の活用

公営住宅法の規定により、50歳以上の人又は生活保護の被保護者については、県内に住所を有すること等一定の条件がありますが、県営住宅に単身で応募することができます。

(3) 民間住宅の活用

高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度の活用

高齢者施策の一環として行われている事業で、60歳以上の高齢者が賃貸住宅を希望する場合に利用できる「高齢者であることを理由に入居を拒まない住宅」の登録・閲覧制度で、県のホームページで閲覧が可能です。

登録された住宅には、高齢者が家賃を滞納した場合に備えて家主が債務保証を受けられる制度があります。

3 保健及び医療の確保

【現状】

ホームレスには、長期の路上生活により身体の不調を抱える人が多いにもかかわらず、治療を受けない人が多数います。結核等感染症に罹患する危険も高い状況ですが、ホームレスに対する健康、医療関係の施策は不足しています。

【課題】

ホームレスの健康、衛生状況を改善するため、個々のニーズに応じた健康相談、保健指導や、結核検診等の医療対策を推進することが重要です。また、福祉施策と連携を図り適切な医療を確保する必要があります。

【対応施策】

(1) 健康相談・保健指導

保健所等において、健康相談等を実施し、医療が必要と判断した場合は、適切な医療が受けられるよう福祉事務所等と連携し医療機関での受診につなげます。

(2) 結核予防対策事業

過去3ヶ月健康診断を未受診で、結核発病に不安をもつホームレスに対し、保健所長が検査の必要を認めた場合、レントゲン撮影に要する保健所使用料を免除しています。

結核に罹患した人や接した人に対しては、必要な相談・検診を実施します。

(3) 関係機関との協力体制

保健医療サービスの充実が図られるよう、保健所、福祉事務所、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号)を行う施設、宿泊所、民間団体等と連携・協力できる体制を整備します。

4 生活に関する相談及び指導体制の確保

【現状】

ホームレスには福祉や医療など、支援策に関する情報が不足しており、抱える問題を解決するための相談、指導、情報提供が必要とされています。

【課題】

ホームレスの自立や、健康、安全の確保などの支援を効果的に行うために、ホームレスのニーズを的確に支援策につなげることのできる、総合的な相談体制の整備

が重要です。

【対応施策】

(1) 巡回相談員

福祉や医療等の情報が不足するホームレスに対し、声をかけ相談を行い、必要な援助機関への連絡を行います。市福祉事務所に非常勤嘱託等で2人以上配置した場合に、補助を行います。

(2) 歳末一斉巡回の実施

12月下旬に、県及び市福祉事務所が共同で、警察署等の協力を得て、ホームレスに対し路上での相談を行い、必要な援助機関への連絡を行います。実施を希望する市と県で協議して実施方法を決定します。

(3) 法律相談

埼玉弁護士会の弁護士により、借金問題等自立を阻害する問題に対する無料の法律相談会を宿泊所等で実施します。

(4) 相談体制の整備

福祉事務所を中心として、警察、医療機関等ホームレスが相談、支援を求めた場合、ニーズに対し適切な支援が行われるよう、相互の連携体制を整備します。

5 ホームレス自立支援事業

【現状】

ホームレスの自立支援の方法に、国の定めた事業要綱に基づき設置される自立支援センターがあります。これは、一定期間、自立の意欲と能力のある人を入所させ、就職活動を集中して行わせる施設です。東京都の場合、緊急一時保護施設で病気の治療等を行うとともに、ホームレスの能力や意欲を確認して、適当と思われる人が自立支援センターに入っています。

現在、全国の施設は、次の表のような状況になっています。

表 1 5 全国の施設 (平成16年1月現在)

| 都市名 | 施設種類、施設数、()内は総定員 | | 平成15年1月現在 ホームレス人数 |
|------|-------------------|----------|----------------------|
| | 緊急一時保護施設 | 自立支援センター | |
| 東京都 | 2 (400人) | 4 (346人) | 5,600人 *2 |
| 横浜市 | 0 *1 | 1 (226人) | 602人 |
| 名古屋市 | 1 (100人) | 1 (100人) | 1,318人 |
| 大阪市 | 3 (280人) | 3 (400人) | 8,600人 |

* 1 : 横浜市の場合自立支援センターに、緊急一時保護施設の機能も含んでいます。

* 2 : 東京23区のみ的人数です。

【課題】

公立で施設を設置する場合、ホームレスが分散しているなどの本県の状況に適した施設のあり方が明らかではなく、その検討が必要です。

【対応施策・方針】

埼玉県における自立支援センターなどの支援施設の必要性を十分検討し、施設導入の際には、入所だけでなく通所型など幅広く検討するよう努めます。

6 地域における安全の確保

【現状】

地域で、ホームレス自身が被害者となる死亡事件や、暴力事件などが起こっています。また、ホームレスが公園等公共の場を占拠することによる、住民の不安が生じるなど、さまざまなあつれきが生じています。

【課題】

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、地域住民や機関からの連絡等が重要です。警察が国、県、市町村等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得ながら、地域安全活動、指導・取締り等を行っていくことが必要です。

【対応施策】

(1) パトロール活動の強化

地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する事件・事故の防止活動を推進するため、パトロール活動を強化します。

(2) 再発防止活動の推進

地域住民等に不安や危害を加える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動の強化に努めます。

(3) 適切な保護活動の推進

緊急に保護を必要と認められる人については、「警察官職務執行法」(昭和23年法律第136号)、「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」(昭和36年法律第103号)等に基づき一時的に保護して、その都度、関係機関に引き継ぎを行います。

7 民間団体との連携

【現状】

全国では多くのNPO、ボランティア団体などの民間のホームレス支援団体が活動しています。活動内容として、街頭相談、夜間パトロール、給食、生活物資配付、住宅の保証人代行などを行っています。また、ホームレスだけが販売できる雑誌「ビッグ・イシュー」の路上販売などホームレスに就労機会を提供する事業も行われています。

県内でも最近、ホームレス支援団体が組織されはじめ、パトロール活動などが始められてきています。

【課題】

民間の支援団体の活動には、きめ細かな活動が期待されますが、活動基盤が弱いために、行政も支援して育成していく必要があります。

【対応施策・方針】

(1) NPOなど民間団体への支援

県内で活動するNPOやボランティア団体に対する支援について検討していきます。支援方法などにつきましては、各団体の自主性や特長を尊重し、行政との協力関係の構築を図ります。

(2) 情報提供

ホームレス支援団体等が、支援に必要な情報等を容易に入手できるホームページの開設等について検討します。

(3) 啓発活動

支援団体に限らず、ホームレスと関係がある団体等に対して、理解を深めるため機会を捉えて啓発活動を行います。

第3章 市町村が策定する際の実施指針 施策体系表

| 【 項 目 】 | 【 対 応 施 策 】 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 個々の事情に対応した事業 | (1) 社会生活を拒否している人に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> ア 緊急時の医療や福祉施策の情報の提供 イ 地域住民との摩擦防止の観点からの指導 ウ 社会との接点を継続させるための事業 エ 精神的状態に関する配慮 (2) 医療や福祉の援助が必要な人に対する対応 (3) 女性のホームレスに対する対応 (4) 児童を伴うホームレスに対する対応 |
| 2 緊急時に行うべき援助 | (1) 医療が必要になった人に対する支援 (2) 住居が必要になった人に対する支援 (3) 予防活動 |
| 3 生活保護法による保護の実施 | |
| 4 ホームレスの人権の擁護 | |
| 5 地域住民に対する啓発活動 | |
| 6 ホームレスになるおそれのある人への対応 | |
| 7 地域における生活環境の改善 | |

国、県で行う施策のほか、実際にホームレス支援の実施機関になる市町村が、計画を策定する際には、県の計画と整合性を保ちつつ、それぞれの地域の実情にあった計画策定が求められます。市町村に共通して検討を求められることは次のとおりです。

1 個々の事情に対応した事業

ホームレス対策については、就労による自立を望む人のほか、社会生活を拒否している人や、様々な問題を抱えている人に対して、それぞれのタイプに応じた支援を行うことが必要です。

(1) 社会生活を拒否している人に対する対応

巡回相談員等の相談活動を通して社会への接点を確保するとともに、次の点に留意した活動を行う必要があります。

ア 緊急時の医療や福祉施策の情報の提供

社会生活を拒否している人の中には、利用できる福祉施策等について知識がないことも原因になっている人もいるため、機会を捉えて情報を提供することが必要です。

- ・福祉施策や連絡先を掲載した文書を作成し、路上生活者に直接提供
- ・医療機関や食料品店等に文書の設置及び配付を依頼
- ・ホームレスが集まるような施設等で市の施策等を掲示

イ 地域住民との摩擦防止の観点からの指導

ウ 社会との接点を継続させるための事業

情報提供の他に次のような施策も考えられます。

・シャワー・入浴サービス

ホームレスの衛生状況や身なりを改善し社会への接点を拡大するため、既存の施設のシャワールーム等を利用したシャワー・入浴の機会の提供。このサービスを単独でなく、生活相談や健康相談事業等と組み合わせて実施することも考えられます。

・活動拠点の確保・提供

行政や民間団体の活動場所として使用したり、ホームレスへの情報提供を行う機能を持つとともに、一般にドロップインセンターと呼ばれるような、地域住民を含めて関係者が気軽に立ち寄り、交流や相談などができる機能をもつ場所の提供等。

エ 精神的状態に関する配慮

ホームレスになる過程での事件や、不安定な路上生活の中で、対人関係の問題や心身に重大な影響を及ぼすアルコール依存などを抱える恐れがあるため、相談や指導する上で配慮する必要があります。

(2) 医療や福祉の援助が必要な人に対する対応

福祉事務所等の各種相談事業を積極的に活用し、必要な支援を明確にするとともに、次の点に留意した支援が必要です。

ア 身体障害者手帳等に該当する場合は、適切な手続きをとる。

イ 無料低額診療事業を行う施設を積極的に活用する。

ウ 高齢かつ自立能力に乏しい人に対しては、本人の希望を確認の上、養護老人ホーム等への入所を進める。

(3) 女性のホームレスに対する対応

性差に配慮した適切な支援を行うため、必要に応じて、支援団体や埼玉県婦人相談センター等と相談を行い支援を進めることが重要です。

(4) 児童を伴うホームレスに対する対応

児童相談所と連携し、保護者及び児童本人と相談を行い、必要に応じ施設等において保護を行う必要があります。

2 緊急時に行うべき援助

ホームレスの中には、長期の路上生活のため、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、発病等緊急に支援が必要になる場合があります。

(1) 医療が必要になった人に対する支援

病気等により急迫した状態にある人、及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合、医療機関等との連携を密にし、早急に実態を把握した上で、生活保護による適切な保護に努める必要があります。

なお、治療終了後、再び路上生活に戻ることのないように、関係機関と連携した支援が重要です。

(2) 住居が必要になった人に対する支援

適切な処遇を確保することに留意しつつ宿泊所等を活用するとともに、早急に実態を把握した上で、公営住宅、民間住宅、社会福祉施設等関係機関と連携して

支援を行う必要があります。

(3) 予防活動

その他、緊急事態の発生を未然に防止するため、巡回相談員の相談等によりホームレスの状況を確認し、適切な助言や処遇が行えるよう体制を整備する必要があります。

3 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の人と同様で、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということではありません。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない人については、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施することが重要です。

この際、福祉事務所等保護の実施機関においては、以下の点に留意しホームレスの状況に応じた保護を実施する必要があります。

(1) ホームレスの抱える問題や様々な状況、精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適正な保護を実施する。

(2) ホームレスの日常生活管理能力、金銭管理能力等の状況からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な人については、宿泊所等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(3) 居宅生活を送ることが可能であると認められる人については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

4 ホームレスの人権の擁護

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本です。本県においては、平成14年に熊谷市等で事件が発生していることを考慮し、さまざまな機会をとおして人権意識の高揚を図る人権教育・啓発を推進していく必要があります。そ

のため、ホームレスだけを取り上げての人権擁護活動も必要ですが、それ以上に広範囲での人権擁護活動の中で、ホームレスも取り上げていくことが必要です。

参考に県では次の施策を行っています。

(1) 人権啓発総合冊子の中で、ホームレス問題も取り上げています。

(2) 県内すべての公立学校での「暴力行為根絶強化期間」の設定

平成15年5月から7月にかけて、児童生徒の規範意識の醸成や県民の暴力行為根絶、非行防止意識の高揚を目的に諸活動を行いました。

5 地域住民に対する啓発活動

一般住民のホームレスに対する理解を深めるため、地域の住民に対する啓発活動、社会福祉に関する情報の積極的な提供を行う必要があります。

6 ホームレスになるおそれのある人への対応

現在は自宅やアパートで生活していますが、収入減によりローン返済や家賃支払いが滞っているなど、安定した生活が脅かされている場合、または既に住居を喪失しカプセルホテルなどの簡易宿泊所で生活している場合など、ホームレスになる事態を回避するためには、早い段階で支援を提供することが効果的です。支援内容は対象者の状況によって異なり、早い段階では選択肢も多様ですが、事態が逼迫するにつれ選択肢が狭まってしまうため、早期に相談を行い、必要な対策を明らかにして行動を起こせるよう、日頃からの広報活動や専門機関と連携しての相談体制整備が必要です。

広報活動については、対象者や相談できる内容が希望者に理解しやすく、最近転入した住民等にも周知できるような情報の提供方法についても、考慮する必要があります。

相談の例については次のものが考えられますが、その他相談希望者の状況に応じた相談を紹介できる総合相談の窓口も必要です。

(1) 生活保護

(2) 法律相談

(3) 住宅相談(住宅ローン相談、等)

(4) (仮称)家計状況相談

(5) 職業相談・職業訓練相談、その他

7 地域における生活環境の改善

都市公園その他の公共の用に供する施設の管理者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることで、適正な利用が妨げられるときは、当該施設の適正な利用を確保

するために、福祉部局等と連絡調整して、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りながら、以下の措置を講ずることによって、地域における生活環境の改善を図ることが重要になります。

- (1) 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。
- (2) 上記のほか、必要と認める場合は、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

なお、強制的な立ち退きについての見解として、国際連合において1966年(昭和41年)に採択された、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に基づく、「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」からの質問(＊)に対して、日本政府は「「強制立ち退き」については、我が国において、国その他の公の機関によって行われるものは制度上及び事実上存在しない。」と回答しています。

- (＊) 問29 . ホームレスの人々及び日本における強制立ち退きの数に関する詳細な情報を提供してください。

参考に、県の機関で行われている状況については次のとおりです。

(1) 河川等

河川敷では、洪水時小屋等が流出し河川管理上支障を来すおそれがあることやホームレス自身が生命の危険にさらされるおそれがあるため、ホームレスは直接規定されていませんが、県で作成したマニュアル「河川管理における不法行為対策の実務」に基づき、パトロールによる河川の巡視及び不法占用等に対する指導を行っています。なお、通常の公有地不法占用と異なり、受入施設の確保が必要な場合等は、福祉事務所に協力を求めています。

(2) 道路等

道路の高架下などに小屋を建てている場合には火災の発生により、生命の危険にさらされるなどホームレス自身の安全はもとより、道路管理上支障を来すおそれがあるため、道路法第32条等に違反する施設については、県で作成した「不法占用物件等の是正マニュアル」により指導を行うことになっています。

なお、通常の道路不法占用と異なり、受入施設の確保が必要な場合等は、福祉事務所に協力を求めています。

(3) 県立施設

県立施設では、敷地内等の放置自動車にホームレスが住みついている場合、福

社事務所と協力して宿泊所等福祉の説明を行いますが、放置自動車については処分する旨を告げ、移動を求めています。

第4章 国の補助事業等

ホームレスの自立の支援等に有効な施策は生活保護法による保護等多くありますが、全てを網羅することは不可能なため、参考として、国の事業中、県や市町村が利用できる専らホームレスを対象とする事業を以下に列挙します。

1 ホームレス自立支援事業

自立支援センターの利用者に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談・紹介等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援するものです。

2 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活しているホームレスに対して、緊急一時的な居住場所を提供することによって、ホームレス自身の健康状態の悪化等の防止を図り、ホームレスの自立を支援するものです。

3 ホームレス総合相談推進事業

ホームレスを多く抱える地域において、行政、支援団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行うとともに、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施することによって、ホームレスの自立を支援するものです。

（1）相談活動推進事業

総合相談推進協議会によるホームレス問題に関する協議・調整、相談事業計画の企画立案、相談記録の管理等を行います。

（2）巡回相談指導事業

ホームレスに対して直接面接を行い、生活相談などを行います。相談の結果によって、自立支援センターへの入所指導、シェルターの利用案内、帰郷のための援助、生活保護等の各種施策の活用に対する助言を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

4 ホームレス能力活用推進事業

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、清掃業務や雑誌回収などのいわゆる「都市雑業的」な職種の情報収集・提供等及びその職種についての知識・技能の付与を行う事業を本格実施し、ホームレスの自立を支援するものです。

5 日雇労働者等技能講習事業

日雇労働者及び自立支援センターに入所しているホームレスに対し、職場で必要とされる技能・資格を習得させ、就労機会の確保を図るとともに常用化の促進を図るものです。

6 ホームレス等試行雇用事業

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用を希望する日雇労働者を対象に、短期間試行的に民間企業に雇用してもらうことにより、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげるものです。試行雇用事業主に対しては奨励金が支給されます。

7 国において検討されている事業

(1) ホームレス衛生改善事業

劣悪な衛生環境におかれているホームレスの実態に鑑み、入浴や散髪等のサービスを提供することによって衛生状況を改善し、併せて生活面や健康面等の相談を行い、必要な施策につなげるものです。

(2) ホームレス保健サービス支援事業

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所や市町村の保健師等による血圧測定、尿・簡易血液検査、健康相談等を行うものです。

(3) ホームレス就業開拓推進員

ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集、提供を行うものです。また、事業主に対する啓発活動も行います。

第5章 間接的な支援事業

ここでは、ホームレスに直接関わる事業ではありませんが、その活動の進展がホームレス支援に結びつくもの、地方公共団体以外の活動に関する事業及びホームレス数が少ない市町村に関する考え方について述べています。

1 地域福祉の充実による支援

ホームレスが現在のように問題化した背景に、失業等に直面した場面での、家族の扶養機能や地域社会の支援機能等の低下がありますので、ホームレスの発生予防の上で、地域福祉の推進が求められています。このための対策として次のような施策の推進が必要と考えられます。

(1) 県地域福祉支援計画・市町村地域福祉計画

誰もが安心して、住み慣れた地域で自立した生活をしていくためには、住民参加により地域全体で支え合っていく仕組みづくりが求められています。このような地域福祉を推進するために、埼玉県地域福祉支援計画を策定し、市町村地域福祉計画を支援していきます。

(2) 権利擁護相談援助活動

自分の意思だけでは身の回りのことや財産の保全管理が十分にできない高齢者や障害者が、安心して日常生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等の援助を行う地域福祉権利擁護事業を、市町村社会福祉協議会を窓口として、県社会福祉協議会で実施しています。

(3) 民生委員・児童委員活動

地域と密着して活動している民生委員・児童委員活動の円滑な推進、充実が図られるよう、県においても支援を行います。

(4) NPO等が活動しやすい環境整備

地域福祉を推進するNPOや地域住民によるボランティア等の幅広い活動により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、県も市町村と協力してNPO等が活動しやすい環境整備を支援します。

参考に県では次の施策を行っています。

豊かな地域づくり助成事業

NPOなどが自発的、自主的に行う「地域福祉や健康づくりに関する先駆的な活動で継続性、発展性が見込まれるもの」に対して補助を行います。

2 ホームレス数が少ない市町村での取組

現在、管内にホームレスがいない、又は少ない市町村では、行政や地域住民の意識も低くなりがちで、厳しい財政状況下では、ホームレスを対象とした対策に消極的であるところもみられます。

しかしながら、ホームレスが発生した際の適切な支援の確保のためには、次のような考え方で、計画の策定や対策の推進を行うことが必要です。

(1) 広域市町村圏を活用した事業の実施

(2) 広範囲な要支援者に対する計画

ホームレス対策については、その人に具体的な支援が必要となった時点での、福祉や雇用対策を中心とした施策として進められてきました。しかし、生活や安定した住宅の確保に支障を生じ、ホームレスになるおそれがある要支援者というべき層も視野に入れた、ホームレスとなることを未然に防止することも含む広範囲な計画を策定することが必要です。

第6章 計画の推進

1 総合的かつ効果的な推進体制

(1) 国の役割と連携

国はホームレス対策に係る施策や制度の企画・立案を行います。また、効果的な施策の展開のための調査・研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策について地域住民に対する施策の普及、啓発、または関係者の研修等を行います。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組等を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めることとなっています。

(2) 地方公共団体の役割と連携

県は、基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題や方策を検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施します。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に関する情報提供を行うなどの支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心になって施策を実施します。

市町村は、基本方針や県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施します。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策も含めた、ホームレスの状況に応じた個別具体的かつ総合的な施策を実施するとともに、こうした施策の取組状況について積極的に情報提供を行います。

また地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図っていきます。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在である社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に対し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策におい

ても重要な役割を担うことが期待されます。

その際、関係団体は自らが持っている既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うことが求められています。

2 県支援計画の推進体制

県支援計画を以下のような体制で推進していきます。

(1) 福祉・保健・医療、雇用、教育、警察など庁内の関係部局と連携を図りながら、様々な分野で横断的な施策が推進されるよう、「(仮称)ホームレス対策推進庁内会議」を設置し、取り組んでいきます。

また、市町村、関係機関との連携を図るため、「(仮称)ホームレス対策推進関係機関会議」を設置します。

(2) 計画に記載されている、今後の検討事項である「ホームレス自立支援事業」や「民間団体との連携」などについて、学識経験者や民間支援団体を含む検討会議を設置し、事業の実施方策について検討します。

資 料 編

策定の経緯

埼玉県ホームレス支援計画の策定においては、学識経験者、民間支援団体、公募委員等から成る「埼玉県ホームレス支援計画検討委員会」を設置して検討を行ったほか、県民コメントを実施し、県民の意見等の反映を行った。

平成14年8月7日 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行

平成15年7月31日 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」決定

平成15年7月29日 ホームレス対策健康福祉部内連絡会議(社会福祉課他9課室)

平成15年8月12日 ホームレス対策庁内連絡会議(社会福祉課他12課)

平成15年9月24日 「第1回埼玉県ホームレス支援計画検討委員会」開催
・ホームレス施策に対する意見・要望について

平成15年10月29日 「第2回埼玉県ホームレス支援計画検討委員会」開催
・県及び市町村の役割と連携
・関係団体の役割と連携

平成15年11月18日 埼玉県社会福祉審議会

平成15年12月1日 「第3回埼玉県ホームレス支援計画検討委員会」開催
・埼玉県ホームレス支援計画について

平成15年12月26日～16年1月26日 県民コメント実施

平成16年1月28日 「第4回埼玉県ホームレス支援計画検討委員会」開催
・県民コメントの実施結果
・埼玉県ホームレス支援計画案について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成14年法律第105号)

目次

- 第1章 総則(第1条 第7条)
- 第2章 基本方針及び実施計画(第8条・第9条)
- 第3章 財政上の措置等(第10条・第11条)
- 第4章 民間団体の能力の活用等(第12条 第14条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第3条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活

保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第 4 条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第 5 条 国は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第 6 条 地方公共団体は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第 7 条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第 2 章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第 8 条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第 1 4 条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。
 - 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
 - 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
 - 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在す

る地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

埼玉県ホームレス支援計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県ホームレス支援計画の策定検討を目的として、埼玉県ホームレス支援計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討委員会は、委員8人をもって組織する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、福祉に関する学識経験者、社会福祉に関する活動を行う者、事業関係者、市町村職員及び公募による県民等のうちから健康福祉部長が選任する。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成16年3月末までとする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 検討委員会には、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関して必要な事項は、別に要綱で定める。

(事務局)

第7条 検討委員会に事務局を置き、その事務は健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月24日から施行する。

埼玉県ホームレス支援計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

| 氏名 | 所属・職名 | 備考 |
|--------|----------------------|------|
| 杉浦 信剛 | 埼玉県社会福祉協議会 理事(兼)事務局長 | 委員長 |
| 坂井 博通 | 埼玉県立大学保健医療福祉学部 助教授 | 副委員長 |
| 宮寺 由佳 | 浦和大学短期大学部福祉科 専任講師 | |
| 村松 武憲 | 川口公共職業安定所 所長 | |
| 神原 秀夫 | 川口市社会福祉事務所 主幹 | |
| 山本 逸道 | 埼玉県済生会川口総合病院 福祉事業課長 | |
| 野本 耕作 | たまパトNET | |
| 村瀬 由加代 | 一般公募委員 | |

担当課（室）一覧

埼玉県が市町村等と連携して行うホームレス対策

（警）警察本部の略

健康福祉政策課は福祉保健総合センターの主管課としての位置づけ

（平成16年4月1日現在）

| 頁 | 項目 | 対応施策 | 主な実施主体 |
|----|----|------|-------------------------------------|
| 12 | 1 | (1) | 社会福祉課 |
| | | (2) | 職業能力開発課・雇用対策課 |
| | | (3) | 雇用対策課 |
| | | (4) | 雇用対策課 |
| | | (5) | 雇用対策課 |
| | | (6) | 雇用対策課 |
| 14 | 2 | (1) | 社会福祉課 |
| | | (2) | 住宅課 |
| | | (3) | 住宅課 |
| 15 | 3 | (1) | 健康づくり支援課・健康福祉政策課 |
| | | (2) | 感染症対策室・健康福祉政策課 |
| | | (3) | 社会福祉課・健康福祉政策課・ 感染症対策室・健康づくり支援課 等 |
| | 4 | (1) | 社会福祉課 |
| | | (2) | 社会福祉課 |
| | | (3) | 社会福祉課 |
| | | (4) | 社会福祉課・健康福祉政策課・ （警）生活安全課・（警）地域課 等 |
| | 16 | 5 | |
| 17 | 6 | (1) | （警）地域課 |
| | | (2) | （警）生活安全課・（警）地域課 |
| | | (3) | （警）生活安全課・（警）地域課 |
| 18 | 7 | (1) | 社会福祉課 |
| | | (2) | 社会福祉課 |
| | | (3) | 社会福祉課 |

市町村が策定する際の取組指針

(教)教育局の略

健康福祉政策課は福祉保健総合センターの主管課としての位置づけ

(平成16年4月1日現在)

| 頁 | 項目 | 対応施策 | 県関係課 |
|-----|---------|----------|--------------------------------------------|
| 2 1 | 1 | (1) アイウエ | 社会福祉課・健康福祉政策課 |
| | | | 社会福祉課 |
| | | | 社会福祉課 |
| | | | 社会福祉課・健康福祉政策課 |
| | | (2) | 社会福祉課・健康福祉政策課・ 障害者福祉課・長寿社会政策課・ 介護保険課 |
| (3) | 男女共同参画課 | | |
| (4) | 児童虐待対策室 | | |
| 2 2 | 2 | (1) | 社会福祉課 |
| | | (2) | 社会福祉課・住宅課・障害者福祉課・ 長寿社会政策課 |
| | | (3) | 社会福祉課 |
| 2 3 | 3 | | 社会福祉課 |
| | 4 | | 人権推進課・(教)生徒指導室・ (教)人権教育課 |
| 2 4 | 5 | | 社会福祉課 |
| | 6 | | 社会福祉課・県民生活課・ 職業能力開発課・雇用対策課・ 住宅課 |
| | 7 | | 河川砂防課・公園課・道路環境課 |

埼玉県ホームレス支援計画
平成16年3月

編集発行 埼玉県健康福祉部社会福祉課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL 048-830-3271 FAX 048-830-4782
Eメール a3270-18@pref.saitama.lg.jp

(仮称)埼玉県ホームレス支援計画案に対する 県民コメントの実施結果の公表について

「埼玉県県民コメント制度」により、平成15年12月26日～平成16年1月26日までの1か月、県民の皆様から御意見を募集したところ、貴重な御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見に対する県の考え方とともに御紹介します。

- 1 意見募集実施期間
平成15年12月26日(金)～平成16年1月26日(月)
- 2 応募意見数
3団体・個人 延べ14件
- 3 主な意見・要望
 - ・冬季の臨時宿泊所設置の検討
 - ・自立支援センターやグループホームなど一時入所型施設の設置
 - ・ドロップインセンターのような「利用型施設」の設置
 - ・施設の運営は、NPOやボランティアに委託
 - ・生活保護等ホームレス対象事業に関する情報提供と対応
- 4 御意見に対する対応
 - ・様々な意見が寄せられたなかで、意見の趣旨を盛り込むための必要な修正を行いました。
 - 修正 3件
 - ・ホームレス自立支援事業(埼玉県における自立支援施設の必要性を検討することを加えました。)
 - ・活動拠点の確保(ドロップインセンターと呼ばれるような、交流や相談ができる機能をもつ場所の提供を加えました。)
 - ・情報提供(必要な情報等を容易に入手できるホームページの開設を検討することを加えました。)
 - ・県では、これらの意見を踏まえ、埼玉県ホームレス支援計画を平成16年3月30日に策定いたしました。

資料の内容について御質問等ありましたら、下記までお問い合わせください。

埼玉県健康福祉部社会福祉課ホームレス対策担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3271(直通) FAX：048-830-4782

E-mail：a3270-18@pref.saitama.lg.jp